

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(1) 概況

景気は56年には回復過程にあったものの,そのテンポは緩やかなものであった。鉱工業生産も緩やかな上昇傾向にとどまり,力強い回復がみられなかった。また,業種別,規模別,地域別に景気の跛行的な動きが大きかった。

こうした中で労働力需給の弱含み,高水準の失業の持続など雇用・失業動向は総じて弱含みで推移した。

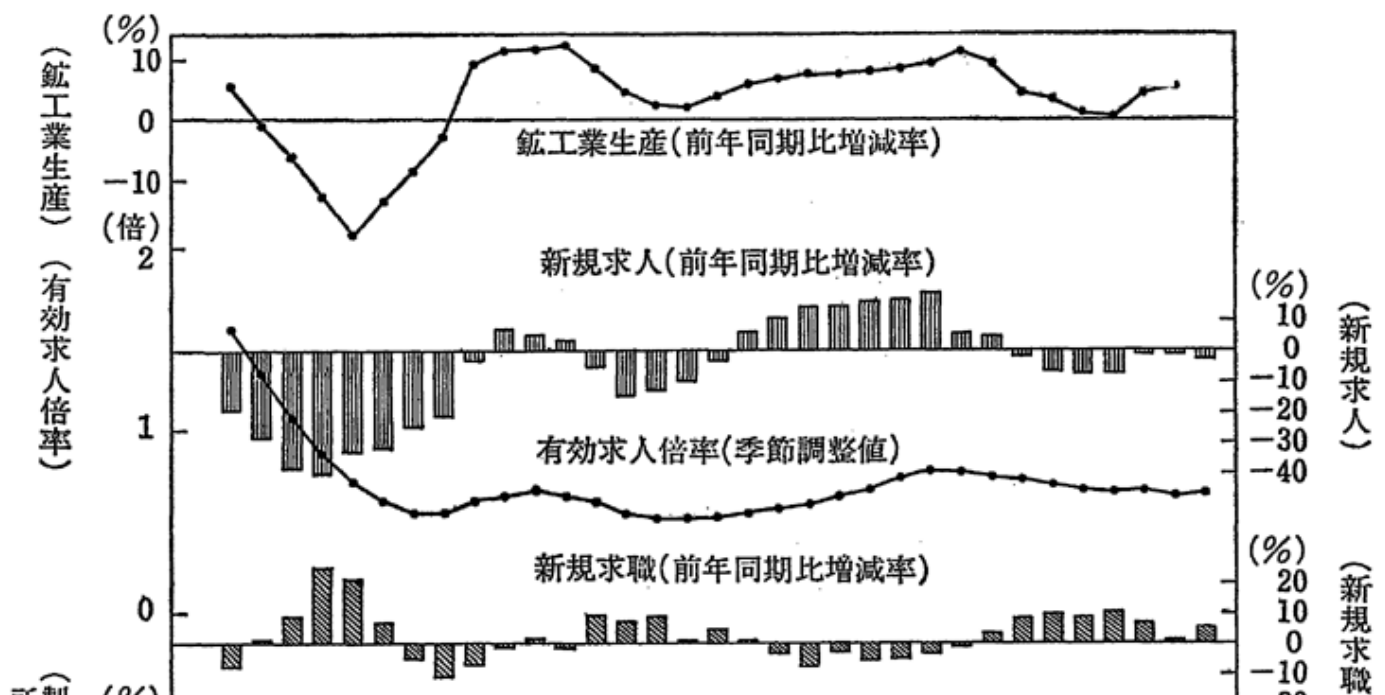
最終需要項目の動向をみると,輸出は堅調であったが,個人消費の伸び悩み,住宅投資の不振など内需の伸び悩みが目立った。こうした最終需要の動向に加え,構造的要因も重なって鉱工業生産活動は力強さに欠け,業種別,規模別,地域別の跛行的な動きも引き続きみられた。また,企業収益の面でも生産の動向を反映して業種別,規模別跛行性がみられた。

一方,労働経済面についても,こうした経済の動向を反映して,雇用・失業動向は総じて足踏み状態を示した。労働市場面では,有効求人倍率は56年に入っても低下を続け,4~6月によく下げ止まりになったが,その後も足踏みを続けた。また,完全失業者数は年前半に大幅に増加したあと,年後半になってやや減少したものの高い水準で推移した。雇用者数は引き続き増加を示したが,年後半には増加幅は縮小した。

賃金面については,現金給与総額や伸びは55年を下回ったが,消費者物価が安定したことから実質賃金は,55年がマイナスであったのに対し,56年は増加した。勤労者家計の収入面については,実収入の伸びが前年に比べ低下したうえに,所得税,社会保障負担などの非消費支出の伸びが高かったことから,実質可処分所得は前年比減少となった。これを反映して,消費支出面でも伸び悩みが続いた(第1図)。

第1図 昭和56年労働経済の概観

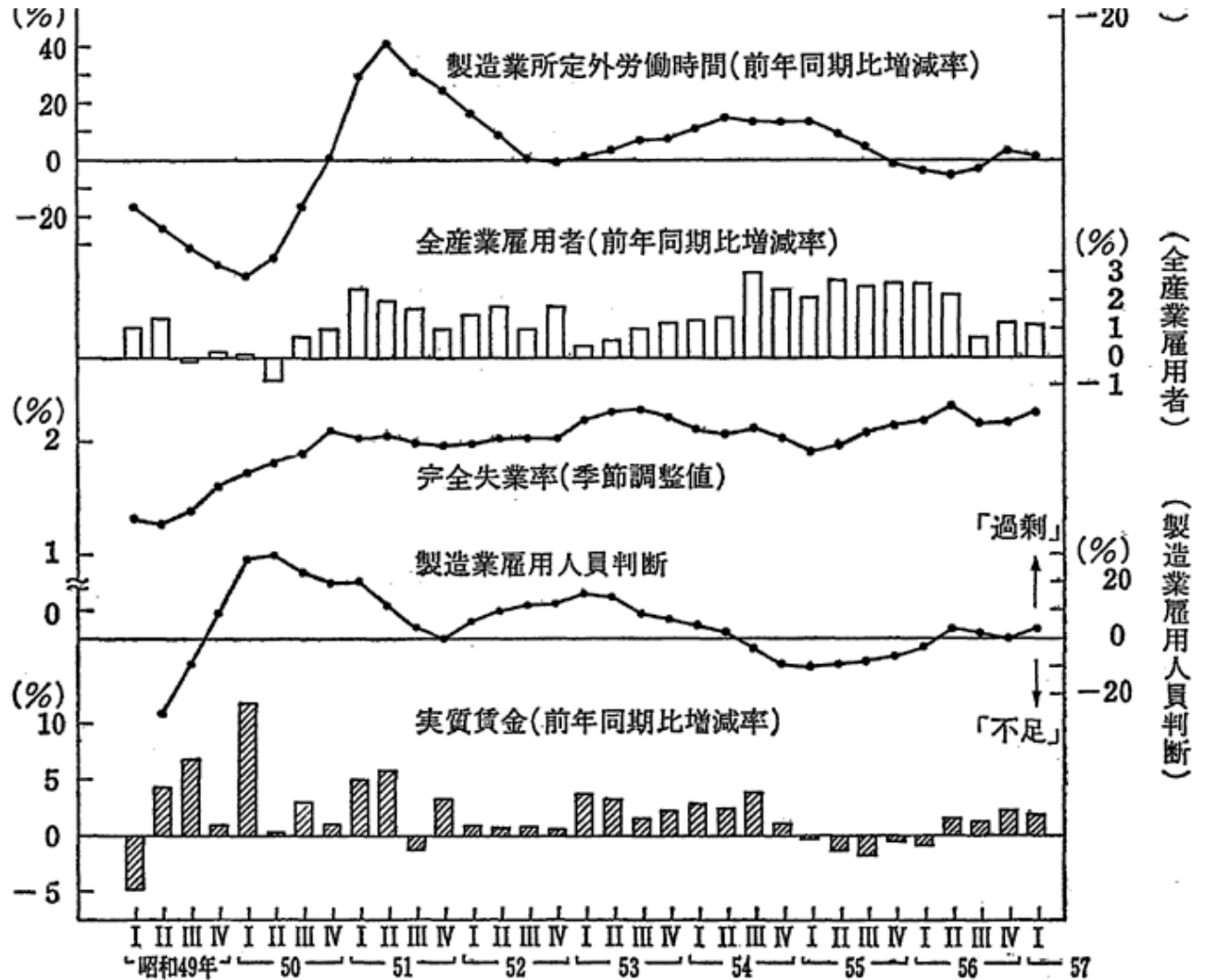
第1図 昭和56年労働経済の概観



製造業
所定外
労働時間

(完全失業率)

(実質賃金)



資料出所 労働省「職業安定業務統計」, 「毎月勤労統計調査」
 総理府統計局「労働力調査」
 通商産業省「通産統計」
 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(2) 労働市場と雇用の動向

1) 足踏みを続けた労働力需給

(求人減少)

新規求人(学卒を除く)は前年同月比でみて、55年後半に減少に転じたあと、56年には年前半に7%台の減少となったが、年後半には2%前後の減少と減少幅は縮小した。この結果、56年の新規求人数は前年に比べ4.5%の減少となった。

産業別には、製造業では生産活動の動向を反映して55年7～9月に前年同期比でマイナスに転じたあと、55年10～12月から56年4～6月には前年同期比で11～15%台の大幅な減少を続けた後、年後半になって回復の動きもみられ、10～12月にはほぼ前年同期の水準にまで戻った。建設業の求人は住宅建設の不振、公共事業の抑制などが影響して55年年初から一貫して前年比減少を続け、卸売・小売業、運輸、通信業でも55年に引き続き減少となった。また、サービス業については引き続き増加したが伸び率は鈍化した。

男女別にみると、男子の求人は前年比7.7%減と大幅な減少となったのに対し、女子の求人は同0.6%の増加となった。これは、男子雇用者のウェイトの高い建設業、木材、窯業・土石、石油・石炭などの産業、業種で求人減が目立った一方で、女子雇用者のウェイトの高いサービス業、金融、保険業、電気機器などで求人が比較的好調であったことを反映している。

雇用形態別にみると、常用求人は前年比4.0%減、臨時・季節求人は同9.6%減と臨時・季節求人での落込みが大きかった。

(求職者の増加)

新規学卒を除く一般の求職者は、55年4～6月に前年同期比で増加に転じたあと徐々に増加幅を拡大し、56年に入っても引き続き高い伸びを続けたが、年後半になって伸びが鈍化した。しかし、年平均では前年比6.8%増と55年(同4.8%増)を上回る増加となった。

男女別には、男子が前年比7.0%増と女子(同6.2%増)の伸びを上回り、また雇用形態別には、常用求職は前年比9.6%増と56年には伸びが高まったのに対し、臨時、季節求職は55年年末に冷害救農土木事業の影響で大幅増加となったが、56年に入ってから減少気味に推移したことから、年平均では前年比3.6%の減少となった。

年齢別にみると、45歳未満層に比べ45歳以上の中高年齢層での増加が大きく、なかでも45歳以上の雇用保険受給資格者の増加が大きい。

(低水準で推移した求人倍率)

以上のように求人が減少し求職者が増加したことから、求人倍率は低水準で推移した。

新規求人倍率(季節調整値)は54年10～12月の1.19倍をピークに徐々に下がりはじめ、56年に入って1倍を割り込んだあと2月以降は0.95倍程度で推移した。また、有効求人倍率(季節調整値)も54年10～12月の0.78倍をピークに低下し、56年に入って年初を除いて0.6倍台で推移した。こうした結果、56年平均では新規求人倍率は0.96倍(55年1.07倍)、有効求人倍率は0.68倍(同0.75倍)といずれも55年を下回った(第2図)。

年齢別にみると、有効求人倍率(56年10月)は男子常用労働者についてはすべての年齢層で前年同月を下回っており、なかでも25歳未満層、45～54歳層での低下幅が大きい。女子についても、25～44歳層で前年と同水準であったのを除きすべての年齢層で低下している。

(引き続き好調であった新規学卒者求人)

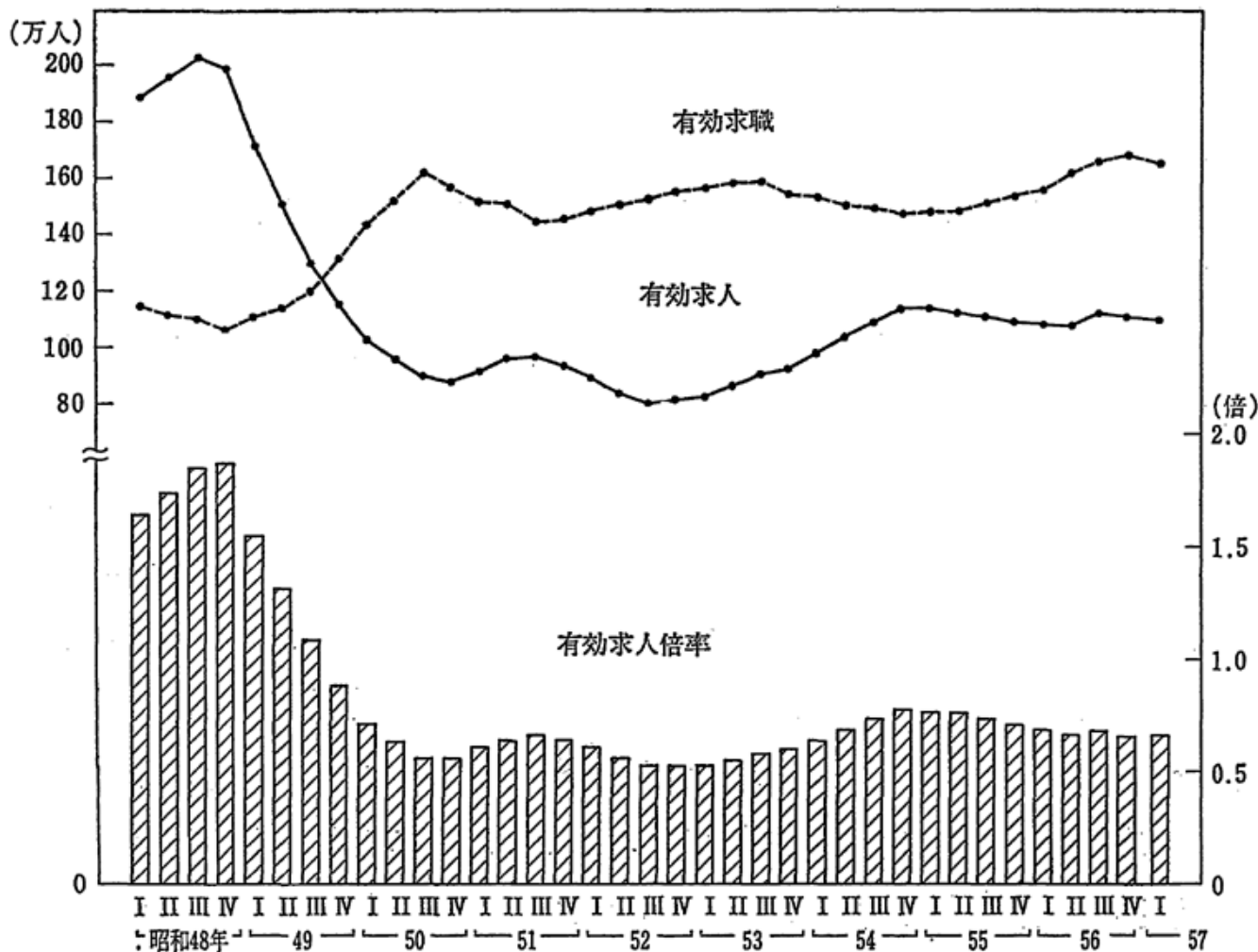
56年3月卒の新規学卒者の労働力需給をみると、求人については、中卒は引き続き減少傾向にあったが、高卒は前年に続き製造業やサービス業を中心に目立った増加をみせた。一方、求職者については、中卒では微減、高卒では前年並みの増加幅であったことから、求人倍率については、中卒は2.78倍とほぼ前年並み、高卒は1.97倍と前年を上回った。

文部省「学校基本調査」により56年3月卒の新規学卒者の就職状況をみると、高卒、大卒とも前年に引き続き製造業の割合

が高まり、建設業、卸売・小売業では割合が低下した。製造業では、生産の好調な機械関連業種で大幅に増加したほか鉄鋼など一部の素材関連業種でも増加がみられた。

第2図 有効求人・求職、有効求人倍率の推移

第2図 有効求人・求職、有効求人倍率の推移（季節調整値）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(注) 新規学卒を除き、パートタイムを含む。

規模別(高卒)には、500人以上、なかでも1,000人以上の大規模での増加が目立った。

57年3月卒の新規学卒者の求人、求職の状況を労働省職業安定局が56年10月に実施した「昭和57年3月新規学卒者(中学、高校)の求職・求人見込状況」によってみると、57年3月の就職(雇用)、希望者は、中卒で減少、高卒で増加が見込まれており、求人見込数は、中卒で減少、高卒でも3年ぶりに減少が見込まれている。

また、56年8月に東証上場企業に対し実施した「昭和57年3月大学等卒業予定者の採用計画状況及び就職希望状況について」によると、大学卒業予定者の採用計画は56年に引き続きとくに技術系を中心に増加している。

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(2) 労働市場と雇用の動向

2) 増勢の鈍化した雇用

(増加幅が縮小した雇用者数)

総理府統計局「労働力調査」によると,労働力人口は前年に比べて57万人増加して5,707万人,就業者数は45万人増加して5,581万人となった。

就業者のうち,雇用者数は66万人増と55年の増加(95万人増)を下回った。他方,自営業主,家族従業者は55年に引き続き減少した。また,農林業就業者も54年以降3年連続して減少した。

非農林業雇用者の動向を男女別にみると,男子(前年比29万人増),女子(同37万人増)とも前年の伸びを下回った。産業別にみると,サービス業(前年比33万人増)では増加を続けたが,卸売・小売業(同23万人増),製造業(同17万人増)は前年と比較して増加幅が縮小し,建設業(同3万人減),運輸・通信業(同5万人減)では前年を下回った。製造業を業種別にみると,金属機械工業(同13万人増)では増加したのに対し,化学(同2万人減)などの素材関連業種では低調な動きとなった。規模別には,1~29人は前年比26万人増と55年(20万人増)を上回ったが,30~499人(22万人増),500人以上(16万人増)とも55年の増加幅を下回った。

(増加した完全失業者数)

55年9月に前年比で増加に転じた完全失業者数は,56年に入って年前半に前年比20万人前後の大幅な増加となり,その後小康状態となったものの,56年平均では126万人と55年の114万人を上回り,50年以降最も多かった53年の124万人を上回る高い水準となった。

これを男女別にみると,男子での完全失業者の増加が大きく,前年比8万人増となっているのに対し,女子は前年比4万人増と男子に比べ増加幅が小さくなっている。

年齢別にみると,男子中高年層での増加幅が大きい。

こうした結果,完全失業率は3年ぶりに上昇して2.2%と53年と同じ水準となった。

産業別の離職者の動向を雇用保険の受給資格決定件数によってみると,建設業(56年前年比9.8%増),運輸・通信業(同15.2%増),製造業のうち木材,家具(同35.0%増),窯業・土石(同20.7%増),非鉄金属(同21.7%増),金属製品(同17.8%増)などで大幅な増加となっており,こうした産業からの離職者の増加が完全失業者数を増加させた要因となっている。

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(3) 労働時間の動向

(減少した所定外労働時間)

56年の月間総実労働時間は,調査産業計で前年比0.4%減と55年に続き減少し,製造業でも前年比0.4%の減少となった。労働時間の内訳をみると,所定外労働時間は調査産業計で前年比1.2%減,製造業で同2.2%減といずれも前年の増加から減少に転じた。また,所定内労働時間もともに減少し,それぞれ同0.3%減,同0.2%減となった。

製造業の所定外労働時間の動向をみると,56年1~3月前年同期比3.9%減,4~6月同5.2%減,7~9月同3.0%減と生産動向を反映して前年同期比で減少を続け,10~12月に3.4%増とようやく増加に転じた。業種別にみると,生産が停滞した素材関連業種で3.7%減と減少幅が大きく,機械関連業種でも生産にかげりが出てきた輸送用機器,精密機器で減少したことから2.3%の減少となった。これに対し,生活関連業種は0.5%増と小幅ながら増加した。

所定外労働時間の水準をみると,第1次石油危機直前の48年の製造業の所定外労働時間を100とすると,56年の製造業全体の所定外労働時間は94.6と48年の水準をわずかに下回る水準となっており,機械関連業種だけを見ると103.7と48年の水準を上回り,なかでも電気機器と精密機器の水準は高くそれぞれ117.2,118.6となっている。

規模別に製造業の所定外労働時間の動向をみると,生産の伸び悩みが中小企業で大きいことを反映して,30~99人の小規模(前年比2.0%減)では55年に引き続き減少したほか,500人以上の大規模(同2.4%減),100~499人の中規模(同2.5%減)でも減少に転じている。

製造業の所定内労働時間の動向をみると,素材関連業種での減少が大きく前年に比べ0.4%の減少となったのに対し,生活関連業種は0.2%減にとどまり,機械関連業種は前年比保合いとなった。労働省「労働経済動向調査」(56年5月)によると,生産の「減少」を見込む事業所で何らかの対応策を予定する事業所の割合は51%(前年同期48%)と増え,その対応策の内容についても「残業規制」とともに「休日の増加」を予定する事業所の割合が増えており,所定内労働時間の減少には週休2日制の普及などの労働時間短縮以外に,こうした素材関連業種を中心とする減産の影響もあったと考えられる。

(労働投入量の調整)

製造業の労働投入量(雇用量×総実労働時間)の動向を労働省「毎月勤労統計調査」でみると,56年の労働投入量の伸びは0.4%増と55年の伸び(0.9%増)に比べ鈍化したが,内訳をみると雇用量は0.8%増と55年の伸びとほぼ同じであるのに対し,労働時間は0.4%減と55年の増加(0.2%増)から減少に転じている。労働投入量を業種別にみると,生活関連業種,素材関連業種では55年に引き続き雇用量の減少を中心に減少がみられたのに対し,機械関連業種では3.4%増と55年(3.6%増)に比べやや鈍化したものの増加を続けた。

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(4) 賃金の動向

1) 前年の伸びを下回った現金給与総額

(前年を下回った所定内給与増加率)

56年の現金給与総額は,所定内給与の伸びが6.0%増と前年(6.3%増)をやや下回ったこと,景気動向を反映して所定外給与(前年比4.7%増),特別給与(同6.2%増)の伸びも前年を下回ったことから,前年比6.0%増と55年(7.0%増)に比べ低い伸びとなった。

産業別にみると,所定内給与,特別給与,所定外給与の伸びがいずれも高かった電気・ガス・水道・熱供給業(7.7%増),建設業(7.8%増)などでは前年とほぼ同じ伸びを示した。これに対し,特別給与の伸びが2~3%台と低かった不動産業(3.4%増),サービス業(4.8%増),卸売・小売業(4.9%増)では前年の伸びを下回った。

製造業については,定期給与(前年比6.1%増),特別給与(同6.5%増)とも前年の伸びを下回ったため,6.2%増と前年の8.1%増に比べ伸び率は低下した。業種別にみると,特別給与,所定外給与の伸びが低かった木材・木製品(2.9%増),パルプ・紙(4.2%増),食料品(4.6%増),化学(4.6%増)などの素材,生活関連業種で低い伸びとなった。

(増加に転じた実質賃金)

実質賃金は,55年には第2次石油危機に伴う消費者物価の高騰の影響により「毎月勤労統計調査」開始以来初めてマイナスを記録したが,56年に入って消費者物価が安定したため,前年比1.0%増と増加に転じた。月別にみても4月以降,賞与の伸びの鈍化の影響で前年比0.5%減となった8月を除いて前年比増加となった。

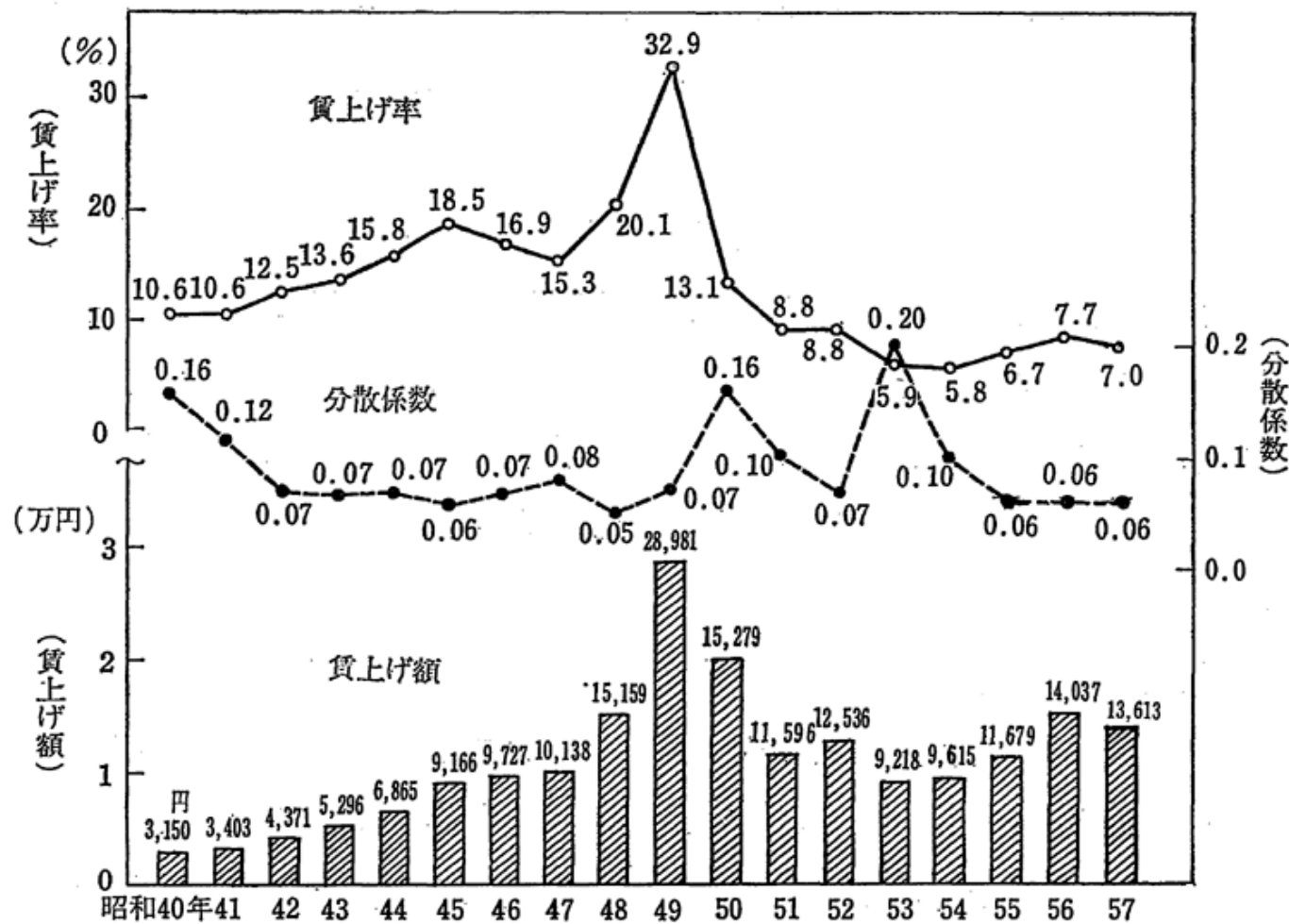
(56年春の賃金交渉結果)

56年春の賃金交渉の結果は,労働省労政局労働組合課の調べによると,民間主要企業平均では賃上げ額1万4,037円,賃上げ率7.68%,中小企業平均ではそれぞれ1万1,399円,7.87%といずれも前年実績を上回った(第3図)。

56年春の賃金交渉の特色を労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」によってみると,1)従来,大規模に比べ小規模で高かった賃上げ率が,今年は逆に小規模で低くなったこと,2)賃上げ額,賃上げ率の分散が前年に引き続き縮小したこと,3)賃上げ額の決定に当たって企業業績を重視する傾向が引き続いているものの,その企業の割合はほぼ前年並みであり,世間相場および物価上昇を重視する企業の割合が増加したこと,4)パートタイム労働者の賃上げ率は5.1%と前年(5.3%)をやや下回ったこと,などをあげることができる。

第3図 民間主要企業の賃上げ状況の推移

第3図 民間主要企業の賃上げ状況の推移
(賃上げ率, 賃上げ額, 分散係数)



資料出所 労働省労政局調べ

(注) 1)
$$\text{分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

2) 53年までは単純平均による数値であり, 54年以降は加重平均による数値である。

(前年を下回った賞与の増加率)

「毎月勤労統計調査」によると,夏季賞与は36万9,600円,前年比6.0%増,年末賞与は4万851円,5.9%増といずれも前年の増加率を下回った。

産業別には,夏季は電気・ガス・水道・熱供給業(10.3%増),建設業(9.3%増),運輸・通信業(8.4%増),鉱業(8.3%増),金融,保険業(7.9%増)などで高い伸びとなったが,製造業(5.7%増);サービス業(4.8%増),卸売・小売業(4.4%増),不動産業(4.1%増)では4~5%台の低い伸びとなった。年末は建設業(8.4%増),金融・保険業(7.7%増)などで伸びが高かったのに対し,サービス業(4.3%増),電気・ガス・水道・熱供給業(4.8%増),卸売・小売業(5.4%増)などでの伸びが低く,製造業では6.3%増であった。

製造業の業種別にみると,夏季,年末ともに,生産の低調だった素材関連業種では,木材・木製品,パルプ・紙,化学,非鉄金属などで低い伸びとなったのに対し,機械関連業種では,輸送用機器で高い伸びとなったほか,電気機器,一般機械でも堅調な伸びを示した。

規模別にみると、夏季、年末とも大規模ほど伸び率が高かった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(4) 賃金の動向

2) 前年の伸びを上回った初任給上昇率

50年以降低下を続けていた新規学卒者の初任給の上昇率は,好調な新規学卒就職を反映して55年に続き56年においても,中卒男子を除く各学歴で前年の伸びを上回ったが,なお賃上げ率に比べれば低い。初任給の対前年上昇率は,中卒男子(4.8%増),高卒男子(6.0%増)以外は各学歴とも5%台の伸びとなった。とくに大卒男子については,最近の企業の新技術の開発等の動きを反映して,技術系学卒者の伸び(5.8%増)が事務系学卒者の伸び(5.2%増)を上回った。

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(4) 賃金の動向

3) 上昇した賃金コスト

製造業の賃金コスト(名目賃金/労働生産性)は,55年7~9月以降生産の停滞から労働生産性の伸びが鈍化したため増加に転じ,56年に入っても上昇を続けた。

労働生産性の動向をみると,生産活動が伸び悩んだ結果,労働生産性指数の伸びは56年1~3月前年同期比3.4%増,4~6月同1.7%増,7~9月同4.2%増,10~12月同4.8%増となり,56年平均では3.5%増と55年の伸び(9.2%増)に比べ低い上昇率にとどまった。この結果,労働生産性と賃金の相対比でみた賃金コストは,1~3月前年同期比2.7%増,4~6月同3.7%増,7~9月同1.9%増,10~12月同1.8%増と上昇した。業種別にみると,電気機器を中心に労働生産性の伸びが高かった機械関連業種では賃金コストが低下したのに対し,労働生産性の伸びが大幅に鈍化した素材関連業種では賃金コストが上昇した。

こうした賃金コストと同様の傾向は労働分配率の動きにもみられ,日本銀行「企業短期経済観測調査」(57年2月)によって,労働分配率の動きをみると,製造業主要企業の労働分配率は55年度上期に48.7%と低下したあと,55年度下期51.4%,56年度上期53.4%と上昇した。

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(5) 消費者物価と勤労者家計の動向

1) 安定した消費者物価

消費者物価は,55年に第2次石油危機の影響を受けて8.0%の上昇となったが,56年に入ると前年同期上昇率は1~3月6.6%,4~6月4.9%,7~9月4.2%,そして10~12月4.0%となり,期を追ってその上昇率は低下し,56年平均では4.9%の上昇となった。

このように消費者物価が落ち着いた主な要因としては,卸売物価消費財価格の動向が落ち着いていたこと,前年と異なり公共料金の改定の影響が小さくなったことなどがあげられる。

(落ち着いた動きをした光熱・水道費)

消費者物価の動きを10大費目別にみると,各費目とも総じて落ち着いた動きを示したが,とくに光熱,水道,食料での落ち着きが消費者物価全体の安定に大きく寄与した。

光熱,水道では,55年4月の電気,ガス料金の大幅改定の影響で56年1~3月は25.5%と高い上昇率を示したが,4~6月以降は2~3%台の上昇率となり,年平均では7.7%の上昇と55年(33.6%上昇)に比べ上昇率は大幅に鈍化した。

食料では,ウェイトの大きな穀類(前年比5.0%上昇),肉類(同4.2%上昇),魚介類(同3.7%上昇)などが比較的小幅な上昇にとどまったため,食料全体としては5.3%の上昇と前年の上昇率(6.0%)を下回る上昇となった。

また交通通信では,交通が国鉄運賃(4月および7月),私鉄運賃(5月)の改定の影響で7.8%の上昇となったものの,通信が遠距離通話料の引下げ,日曜・祝日割引制度の新設(8月)が行われたことから0.4%下落し,また自動車等関係費の上昇(2.2%)も小さかったため,全体では3.4%と小幅の上昇にとどまった。

このほか,教育では,教科書・学習参考書,補習教育,授業料等がともに上昇したことから上昇率は7.5%となったものの,保健医療(前年比2.8%上昇),住居(同4.0%上昇),被服及び履き物(同4.0%上昇)等ではいずれも落ち着いた動きとなった。

(鈍化した工業製品の上昇率)

消費者物価の動きを特殊分類別指数によってみると,商品,サービスとも4.9%の上昇となり,いずれも前年の上昇率を下回ったが,商品とサービスを比べると商品の上昇率の低下が目立っている。

商品では,工業製品は前年の7.8%の上昇から4.3%に上昇率が鈍化したが,これは灯油,ガソリン,プロパンガスなどの原油価格高騰に直結している品目の騰勢鈍化が著しかったことなどから,大企業性製品が3.8%と前年(9.3%)に比べ上昇率が低下したことの影響が大きい。また,農水畜産物も生鮮商品が落ち着いた動きをみせたことから5.5%と上昇率が低下した。

サービスでは,公共サービス料金(前年比5.0%上昇),外食(同5.2%上昇),個人サービス料金(同4.9%上昇),民営家賃間代(同4.3%上昇)といずれも4~5%台の上昇にとどまった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和56年労働経済の推移

1 昭和56年の雇用,賃金,勤労者家計

(5) 消費者物価と勤労者家計の動向

2) 伸び悩みがみられた勤労者家計収入

56年の勤労者家計の実収入は,月額36万7,111円で前年比5.0%増と前年の伸び(7.3%増)を下回り,実質でも0.1%増とほぼ横ばいとなった。

実収入の内訳をみると,世帯主収入の名目伸び率は4.8%増で前年の伸び(7.0%)を下回り,なかでも,臨時,賞与(2.8%増)の伸び率の低下が著しい。また,妻の収入,他の世帯員収入(それぞれ7.4%増,2.4%増)も前年の伸び(それぞれ13.3%増,13.9%増)を下回った。

(伸び悩んだ可処分所得)

実収入から所得税,社会保障費などの非消費支出を差し引いた可処分所得は,月額31万7,279円で前年に比べて名目3.8%増,実質1.0%減といずれも実収入の伸びを下回った。非消費支出の実収入に占める割合は年々上昇しており,56年も13.6%(前年12.6%)とそのウェイトを高めている。非消費支出が増加したのは,社会保障費が前年に比べて12.5%増加したほか,勤労所得税が12.9%,他の税が14.0%それぞれ増加したことによる。世帯主の定期収入5分位階級別に実収入の伸びをみると,どの収入階級でも前年の伸びを下回っているが,とくに第15分位,第115分位での伸びが低くなっている。

(小幅な増加にとどまった実質消費支出)

勤労者世帯の消費支出は月額25万1,275円で,前年比5.5%の増加となった。実質では0.6%増と前年の実質減少(0.8%減)から実質増加に転じたものの低い伸びにとどまった。四半期別に消費支出の推移をみると,1~3月にわずかに実質増加し,4~6月には物品税等引上げ前のかげ込み需要もあって実質2.6%増加したものの,その後は増加幅が縮小し10~12月には再び実質減少に転じた。

消費支出の内訳を費目別にみると,費目間でかなりの差がみられた。光熱・水道(実質8.0%増)や交通通信(同6.9%増)は大幅な実質増加となったのに対し,住居(同1.7%増),教養娯楽(同1.0%増)および家具・家事用品(同0.7%増)は比較的小幅な増加にとどまった。また,諸雑費(同3.1%減),教育(同2.4%減),交際費(同1.9%減),被服及び履き物(同1.2%減),食料(同1.0%減)などは減少した。

(上昇した平均消費性向)

平均消費性向(可処分所得に占める消費支出の割合)は79.2%で,前年に比べて1.3ポイント上昇した。

平均消費性向と裏腹の関係にある黒字率の内訳をみると,貯金純増率(貯金純増の可処分所得に対する割合)は前年に比べて1.2ポイントの低下,また,可処分所得に対する財産純増(土地家屋資産の純増)の割合も0.7ポイントの低下といずれも低下し,家計は貯金や財産の増加を抑えて消費水準を維持するという態度をとったことを示している。

第I部 昭和56年労働経済の推移

2 高年齢者の雇用の現状

(1) 労働力人口の高齢化の進展

1) 人口の高齢化

わが国においては、平均寿命の伸長等を背景に、人口の高齢化は昭和40年代においても緩やかに進んできたが、50年代に入ると出生率が低下したことも加わってそのテンポが速まり、さらに今後はそれが加速化し、21世紀初頭には世界的にみてもきわめて高年齢者の割合の高い高齢化社会に到達するものと見込まれる。

人口の高齢化の進展を厚生省人口問題研究所「日本の将来人口新推計について」(56年11月)によりみると、55年から75年(西暦2000年)の間に、15歳以上人口は8,937万人から1億556万人へと約1,619万人増加するが、その90%強に当たる1,547万人は高年齢層(55歳以上層)での増加によるものであり、人口に占める高年齢者の割合も23.1%から34.2%へと高まることが見込まれる。これに対して若年層(15~24歳層)は、55年の1,604万人から1,564万人へと減少することになる。

さらに、高年齢層を55~59歳層、60~64歳層、65歳以上層に分けて人口の増加の動きをみると、55年から60年にかけては、55~59歳層が年率4.3%増と最も高い伸び(60~64歳層年率3.9%増、65歳以上層同2.9%増)を示すが、60年から65年にかけては、60~64歳層の伸びが最も高くなり、さらに6年から75年にかけては、65歳以上層での伸びが最も高くなる。このように、高齢化の波は、60年以降、60歳台層へと移っていくこととなる。

第I部 昭和56年労働経済の推移

2 高年齢者の雇用の現状

(1) 労働力人口の高齢化の進展

2) 労働力人口の高齢化

人口の高齢化を反映して、労働力人口の高齢化も進展することになる。雇用政策調査研究会「労働力需給の長期展望」(56年6月)によると、労働力人口は、全体として、55年の5,650万人から75年には6,413万人と約760万人増加するが、このうち高年齢層は、55年の912万人から75年には1,474万人へと約560万人増加し、全体の増加数の約70%を占めると見込まれている。この結果、労働力人口全体に占める高年齢者の割合は、55年の16.1%から75年には23%へと高まり、労働力人口の約4分の1が高年齢者、という状況になる。これに対して、若年層(15～24歳)の労働力人口は、55年の699万人から65年には785万人へと増加した後、75年には726万人へと減少するものと見込まれている(第1表)。

第1表 労働力人口の推移と見通し

第1表 労働力人口の推移と見通し

(単位 万人, %)

| 年 齢 | 昭和45年 | | 55 | | 65 | | 75 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 実 数 | 構成比 | 実 数 | 構成比 | 実 数 | 構成比 | 実 数 | 構成比 |
| 計 | 5,153 | 100.0 | 5,650 | 100.0 | 6,137 | 100.0 | 6,413 | 100.0 |
| 15～24歳 | 1,108 | 21.5 | 699 | 12.4 | 785 | 12.8 | 726 | 11.3 |
| 25～44 | 2,475 | 48.0 | 2,831 | 50.1 | 2,750 | 44.8 | 2,693 | 42.0 |
| 45～54 | 815 | 15.8 | 1,208 | 21.4 | 1,354 | 22.1 | 1,520 | 23.7 |
| 55歳以上 | 756 | 14.7 | 912 | 16.1 | 1,248 | 20.3 | 1,474 | 23.0 |
| 55～59歳 | 303 | 5.9 | 385 | 6.8 | 552 | 9.0 | 617 | 9.6 |
| 60～64 | 222 | 4.3 | 248 | 4.4 | 373 | 6.1 | 416 | 6.5 |
| 65歳以上 | 231 | 4.5 | 279 | 4.9 | 323 | 5.3 | 441 | 6.9 |

資料出所 45年, 55年 総理府統計局「労働力調査」

65年, 75年 雇用政策調査研究会推計

また、労働力人口の高齢化の進展には、人口の高齢化とともに、高年齢層の勤労意欲の高さも影響を与えていると考えられる。わが国の高年齢層の労働力率は、国際的にみて高い水準にある(第2表)。

第I部 昭和56年労働経済の推移

2 高年齢者の雇用の現状

(2) 高年齢者の雇用の現状

1) 高年齢者の労働力需給

このように今後労働力人口の高齢化の進展が見込まれる中で、高年齢者の雇用の現状をみると、なお依然として厳しい状態が続いている。

高年齢者の労働力需給の状況を年齢別有効求人倍率によってみると、55歳以上層は、56年10月で0.14倍と50年10月の0.09倍と比較して上昇はしているものの、54歳以下の各層と比較して低い水準にある(第4図)。このような高年齢者の有効求人倍率の低さは、就職率(就職件数/新規求職数)にも影響している。就職率は50年と比較して改善してきてはいるが、54歳以下層で28.6%であるのに対して、55歳以上層では23.4%となっている。

第2表 年齢階級別労働力率の国際比較

第2表 年齢階級別労働力率の国際比較 (男女計)

(単位 %)

| 国・年 | 年齢計 | 15~19歳 | 20~24 | 25~29 | 30~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60~64 | 65歳以上 |
|------------|------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 日本(1980年) | 63.3 | 17.9 | 69.8 | 72.7 | 75.3 | 80.8 | 80.5 | 77.4 | 68.9 | 55.9 | 26.3 |
| フランス(79Ⅲ) | 54.7 | 21.3 | 74.3 | 81.7 | ←78.2 | →74.1 | 70.3 | 61.9 | 32.2 | 5.0 | |
| イタリア(79) | 49.9 | 30.8 | 63.4 | 72.7 | 71.0 | ←67.0 | →←53.8 | →23.3 | 7.6 | | |
| オランダ(79Ⅰ) | 48.7 | 26.0 | 72.2 | 68.2 | ←66.0 | →59.7 | 54.8 | 46.8 | 33.6 | 2.3 | |
| スウェーデン(75) | 60.0 | 46.4 | 69.5 | 77.2 | ←81.6 | →83.5 | 79.5 | 71.5 | 51.4 | 6.8 | |
| イギリス(75) | 60.8 | 56.1 | 75.2 | ←75.1 | →←79.3 | →←64.0 | →11.0 | | | | |
| 西ドイツ(79Ⅳ) | 54.9 | 49.2 | 75.3 | 75.6 | ←76.7 | →74.3 | 68.2 | 56.4 | 22.6 | 4.8 | |
| アメリカ(79) | 61.8 | 47.0 | 78.4 | 80.0 | ←78.6 | →75.9 | 71.9 | 64.0 | 46.4 | 12.5 | |
| カナダ(76) | 60.0 | 46.6 | 76.7 | ←72.9 | →←69.2 | →60.4 | 47.5 | 12.3 | | | |

資料出所 日本 総理府統計局「労働力調査」

ILO "Year Book of Labour Statistics"

(注) スウェーデンは16歳以上、イタリアは14歳以上の者で計算。

一方、完全失業率をみても、56年平均で54歳以下層では2.1%であるのに対して、55歳以上層では2.8%となっている。また、高年齢層の失業者には失業期間の長い者が多く、総理府統計局「労働力調査特別調査」(56年3月)によると、失業期間が6カ月以上の者は、54歳以下層では24%であるのに対して、55歳以上層では50%となっている。

昭和56年 労働経済の分析

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和56年労働経済の推移

2 高年齢者の雇用の現状

(2) 高年齢者の雇用の現状

2) 高年齢者雇用の改善

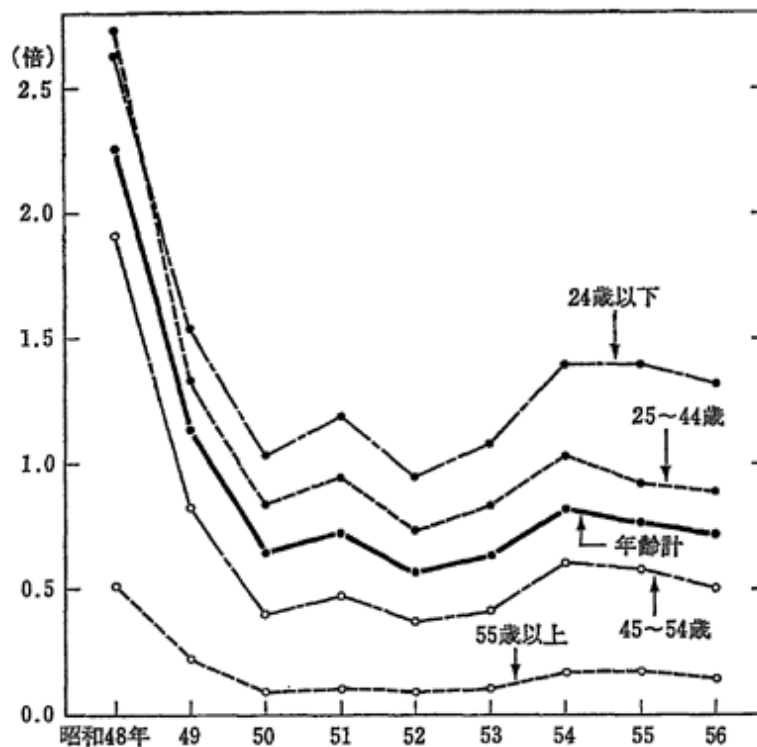
このように高年齢者を取りまく雇用失業情勢は厳しいものの、最近定年延長の進展、高年齢者雇用率の上昇、等着実な改善が進みつつある。

(定年延長の進展)

労働省「雇用管理調査」により定年制の現状をみると、56年1月には一律定年制を定めている企業のうち、定年年齢を55歳とする企業は38.0%であるのに対して、60歳以上とする企業は42.6%となっている。これを49年と比較すると、55歳を定年年齢とする企業の割合は大きく低下し、60歳以上を定年年齢とする企業の割合が高まっている(第5図)。

第4図 年齢別常用有効求人倍率の推移

第 4 図 年齢別常用有効求人倍率の推移



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

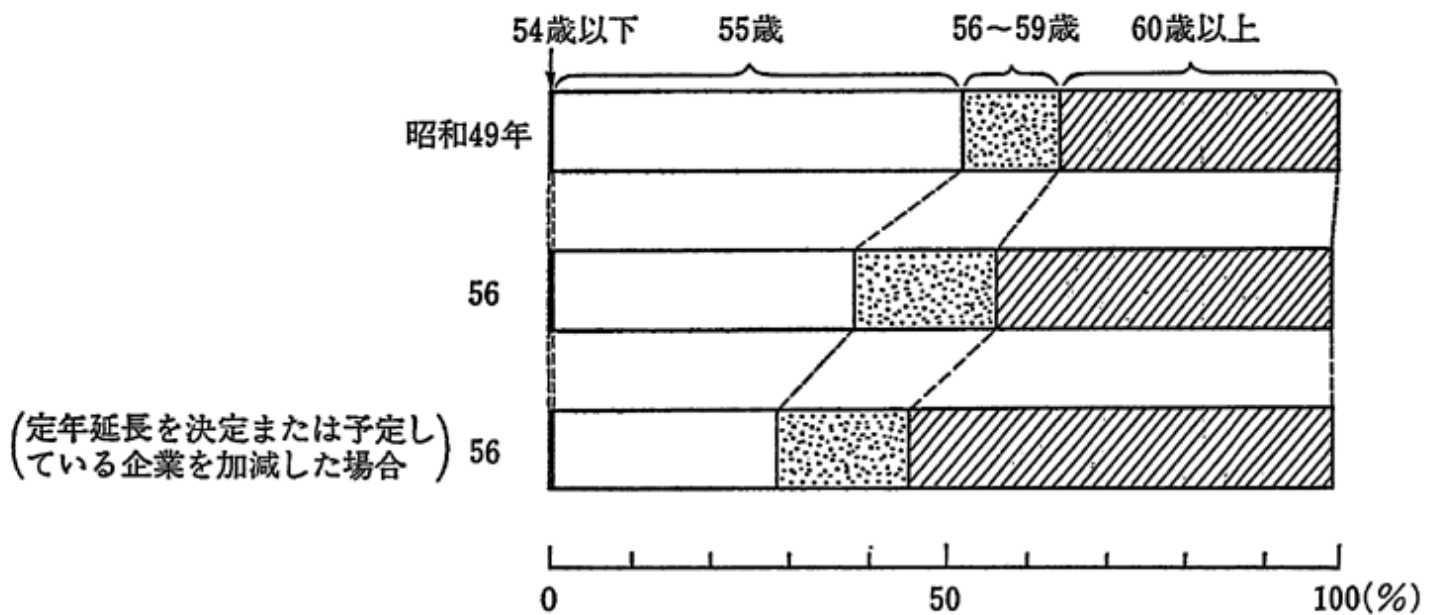
また、一律定年制のある企業のうち、将来定年年齢を改定することが決まっている企業は3.2%、今後改定する予定がある企業は12.2%である。この定年延長を決定している企業および予定している企業を加えると、55

歳を定年年齢とする企業の割合は28.4%へと低下するのに対して、60歳以上を定年年齢とする企業の割合は53.7%となる。このように、今や60歳定年は、定年年齢の主流となっているといえる。

定年年齢を企業規模別にみると、5,000人以上規模、30~99人規模で60歳以上定年の企業の割合が55歳定年の企業の割合を上回り、1,000~4,999人規模では両者がほぼ同程度であるのに対して、300~999人規模、100~299人規模では、55歳定年の企業の割合が60歳以上定年の企業の割合を大きく上回っている。しかし、定年年齢の改定を決定または予定している企業を加えると、いずれの規模でも60歳以上定年の企業の割合が55歳定年の企業の割合を大きく上回ることとなる。とりかけ定年延長のテンポは大規模ほど速く、定年年齢が60歳以上となる企業の割合は5,000人以上規模で73.5%、1,000~4,999人規模で63.6%となっている(第3表)。

第5図 一律定年制の定年年齢の推移

第5図 一律定年制の定年年齢の推移



資料出所 労働省「雇用管理調査」

また、産業別にみると、定年年齢を60歳以上とする企業の割合は、建設業(64.0%)、製造業(42.7%)サービス業(45.1%で高く、電気・ガス・水道・熱供給業(12.0%)、金融・保険業(23.3%)で低い。

(高年齢者雇用率の上昇)

「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」によって、事業主は55歳以上の者を常用労働者の6%以上雇用するように努めなければならないとされている。企業における高年齢者の平均実雇用率は、52年、53年には5.6%、54年には5.8%であったが、55年には6.2%と法定雇用率を上回り、さらに56年には6.6%へと上昇している。また、未達成企業の割合も49.4%(55年51.8%)と半数を割っている。

第3表 規模別にみた定年年齢

第3表 規模別にみた定年年齢

(単位 %)

| 規 模 | 計 | 54 歳 以 下 | 55 | 56~59 | 60 | 61~64 | 65 | 66 歳 以 上 |
|-----------------|------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|-------------|
| 企業規模計 | 100.0 (100.0) | 0.4 (0.2) | 38.0 (28.4) | 18.0 (16.6) | 39.5 (49.7) | 0.9 (1.4) | 2.2 (2.6) | 0.0 (—) |
| 5,000 人 以 上 | 100.0 (100.0) | — (—) | 30.0 (13.3) | 33.3 (13.3) | 36.7 (73.5) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1,000~ 4,999 | 100.0 (100.0) | — (—) | 32.7 (18.4) | 35.4 (19.0) | 30.6 (60.9) | 1.1 (1.3) | 0.2 (0.4) | — (—) |
| 300~999 | 100.0 (100.0) | 0.2 (0.2) | 38.7 (25.1) | 32.7 (23.8) | 25.8 (47.7) | 1.6 (2.0) | 0.8 (1.2) | 0.2 (—) |
| 100~299 | 100.0 (100.0) | — (—) | 44.0 (31.7) | 20.6 (20.7) | 32.0 (43.1) | 1.6 (1.8) | 1.3 (2.1) | — (—) |
| 30~ 99 | 100.0 (100.0) | 0.6 (0.3) | 35.9 (28.0) | 14.7 (14.2) | 44.1 (51.9) | 0.6 (1.2) | 2.7 (3.0) | — (—) |

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和56年1月)

(注) ()内は定年延長を決定または予定している企業を年齢階級別に加減したものである。

企業規模別に実雇用率をみると、1,000人以上4.9%、500~999人6.7%、300~499人7.4%、100~299人9.4%と企業規模が大きくなるにしたがって低下し、また、法定雇用率未達成企業の割合も企業規模が大きくなるほど高くなっている。しかしながら、どの規模でも、実雇用率と未達成企業の割合は改善してきている(第4表)。

第4表 規模別高年齢者雇用状況

第4表 規模別高年齢者雇用状況

(単位 %)

| 規 模 | 実 雇 用 率 | | | 法定雇用率未達成企業の割合 | | |
|-----------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| | 昭和56年 6月1日 | 55年 6月1日 | 52年 6月1日 | 56年 6月1日 | 55年 6月1日 | 52年 6月1日 |
| 企業規模計 | 6.6 | 6.2 | 5.6 | 49.4 | 51.8 | 56.3 |
| 1,000人以上 | 4.9 | 4.5 | 3.9 | 73.7 | 77.5 | 82.2 |
| 500 ~ 999 | 6.7 | 6.3 | 5.8 | 67.2 | 69.2 | 71.8 |
| 300 ~ 499 | 7.4 | 7.1 | 6.6 | 59.1 | 62.4 | 64.3 |
| 100 ~ 299 | 9.4 | 8.9 | 8.3 | 43.5 | 45.7 | 50.9 |

資料出所 労働省職業安定局集計

また、産業別に実雇用率をみると、どの産業においても上昇してきているが、サービス業(13.5%)、建設業(10.9%)等で高く、卸売、小売業(4.2%)、製造業(4.9%)、金融、保険、不動産業(5.5%)等で低い。また、雇用率未達成企業の割合については、建設業(16.4%)、電気・ガス・水道・熱供給業(25.6%)等で低いのに対し、金融、保険、不動産業(75.6%)、卸売・小売業(70.1%)等では70%を超えていることにみられるように、産業間に大きな差がある(第5表)。

第5表 産業別高年齢者雇用状況

第5表 産業別高年齢者雇用状況

(単位 %)

| 産 業 | 実 雇 用 率 | | | 法定雇用率未達成企業 の割合 | | |
|---------------------|---------------|-------------|-----|-------------------|-------------|------|
| | 昭和56年 6月1日 | 55年 6月1日 | 増 減 | 56年 6月1日 | 55年 6月1日 | 増 減 |
| 調 査 産 業 計 | 6.6 | 6.2 | 0.4 | 49.4 | 51.8 | -2.4 |
| 農 林 漁 業 | 11.2 | 9.3 | 1.9 | 22.5 | 31.3 | -8.8 |
| 鉱 業 | 5.8 | 5.5 | 0.3 | 32.9 | 36.4 | -3.5 |
| 建 設 業 | 10.9 | 10.4 | 0.5 | 16.4 | 18.8 | -2.4 |
| 製 造 業 | 4.9 | 4.5 | 0.4 | 48.4 | 51.3 | -2.9 |
| 卸 売・小 売 業 | 4.2 | 4.1 | 0.1 | 70.1 | 71.5 | -1.4 |
| 金 融・保 険・不 動 産 業 | 5.5 | 5.0 | 0.5 | 75.6 | 77.1 | -1.5 |
| 運 輸・通 信 業 | 8.3 | 7.6 | 0.7 | 41.0 | 45.6 | -4.6 |
| 電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業 | 9.0 | 6.4 | 2.6 | 25.6 | 31.1 | -5.5 |
| サ ー ビ ス 業 | 13.5 | 13.2 | 0.3 | 36.3 | 37.7 | -1.4 |

資料出所 労働省職業安定局集計

(高齢化への企業の対応)

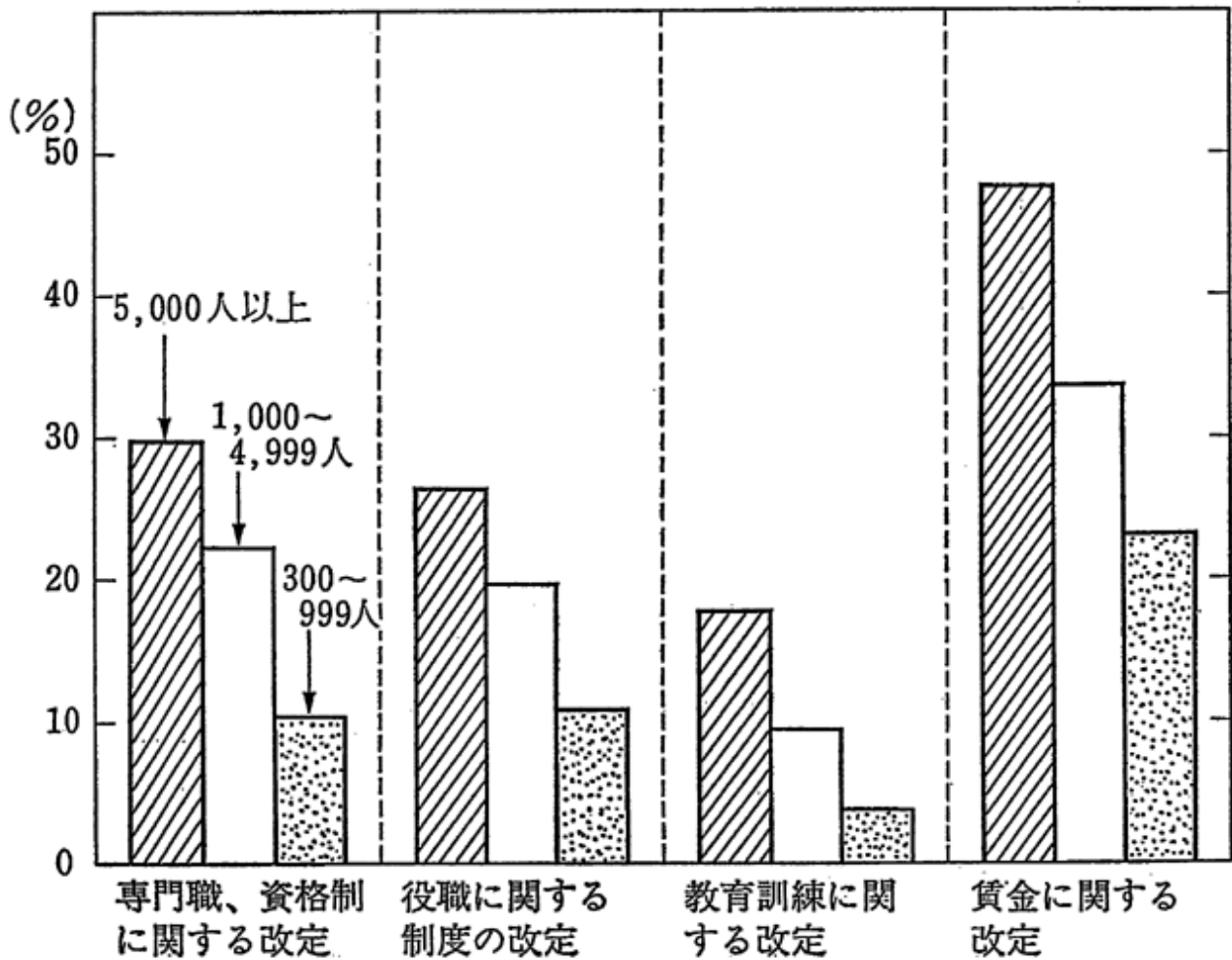
定年延長の進展等高年齢者の雇用の改善の背景には、企業における高齢化への取り組みの進捗もあると考えられる。定年延長の阻害要因として、わが国特有の年功的な賃金体系、退職金、人事管理制度があげられている。しかしながら、これらの見直しが労使の間で着実に進められつつある。

「雇用管理調査」(56年)によると、高齢化に伴う対策として過去5年間(51年1月～55年12月)に人事管理制度等の改定を行った企業は19.6%あるが、規模別にみると大規模企業ほど改定を行った企業の割合が高く、5,000人以上73.2%、1,000～4,999人49.4%となっている。

高齢化に伴う人事管理制度の改定の内容を大規模企業(1,000人以上)についてみると、事務・管理部門では、賃金体系、退職金制度の見直し等「賃金に関する改定」が最も多く、ついで専門職制の導入等「専門職、資格制に関する改定」、 「役職に関する制度の改定」となっている。現業部門でもほぼ同様の傾向がみられる(第6図)。

第6図 高齢化に伴う人事管理制度等の改定の状況

第6図 高齢化に伴う人事管理制度等の改定の状況 (事務管理部門, 重複回答)



資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和56年1月)

さらに、高齢化に伴う人事管理制度の改定を行った企業のうち、定年延長との関係で改定を行った企業は44.4%とならでいるが、その内容をみると、「賃金に関する改定」がとくに高くなっている(第6表)。

第6表 定年延長に伴う人事管理制度等の改定の状況

第6表 定年延長に伴う人事管理制度等の改定の状況（重複回答）

（単位 %）

| 規 模 | 専門職、資格制に関する改定 | 役職に関する制度の改定 | 教育訓練に関する改定 | 賃金に関する改定 | その他 |
|-------------|---------------|-------------|------------|----------|------|
| 〔事務・管理部門〕 | | | | | |
| 企業規模計 | 5.2 | 15.9 | 7.5 | 70.9 | 41.7 |
| 5,000人以上 | 5.5 | 26.0 | 9.6 | 72.6 | 52.1 |
| 1,000～4,999 | 17.5 | 23.8 | 6.7 | 76.6 | 41.6 |
| 300～999 | 10.2 | 15.1 | 3.7 | 68.9 | 43.5 |
| 100～299 | 11.3 | 19.1 | 8.3 | 68.4 | 42.4 |
| 30～99 | 1.0 | 14.1 | 8.0 | 71.8 | 41.0 |
| 〔現業部門〕 | | | | | |
| 企業規模計 | 5.0 | 16.7 | 7.0 | 67.2 | 42.8 |
| 5,000人以上 | 4.6 | 29.2 | 12.3 | 73.8 | 55.4 |
| 1,000～4,999 | 16.5 | 23.0 | 7.7 | 75.9 | 41.4 |
| 300～999 | 9.7 | 15.2 | 5.2 | 70.6 | 43.4 |
| 100～299 | 5.8 | 15.5 | 7.6 | 62.8 | 47.2 |
| 30～99 | 3.2 | 16.9 | 7.0 | 67.5 | 41.1 |

資料出所 労働省「雇用管理調査」（昭和56年1月）

（注）定年延長との関係で改定した企業を100とした割合である。

第I部 昭和56年労働経済の推移

2 高年齢者の雇用の現状

(3) 高年齢者の就業の実態

労働省「高年齢者就業等実態調査」(55年5月)により高年齢者の就業の実態をみると、男子高年齢者の就業率は、55～59歳で88.9%、60～64歳で74.5%、65～69歳で61.3%となり、年齢が高くなるのに伴い就業率は低下している。また、このうち「ふだん主に仕事をしている者」も、55～59歳で85.0%、60～64歳で65.8%、65～69歳で50.2%と年齢が高くなるにしたがって低下し、逆に「仕事を従」とする者の割合が高くなっている。

さらに、その就業形態をみると、55～59歳では、従業上の地位別には「雇用者」、勤務の形態別には「普通勤務者」の割合が高いが、年齢が高くなるにしたがって、これらの割合は低下し、従業上の地位別には「自営業者」、「任意就業者」、「家族従業者」の割合が高まり、また、勤務の形態別には「短時間勤務」の割合が高まり、就業形態が多様化してくることとなる(第7表)。

第7表 性、年齢階級および従業上の地位別就業高年齢者数の割合

第7表 性、年齢階級および従業上の地位別就業高年齢者数の割合

(単位 %)

| 従業上の地位 | 男 子 | | | | 女 子 | | | |
|-----------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 計 | 55～59歳 | 60～64 | 65～69 | 計 | 55～59歳 | 60～64 | 65～69 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 雇 用 者 | 42.7 | 50.2 | 39.5 | 31.8 | 30.6 | 37.4 | 28.1 | 17.7 |
| 任 意 就 業 者 | 3.1 | 1.9 | 3.5 | 5.1 | 5.6 | 5.0 | 6.1 | 6.0 |
| 役 員 | 13.6 | 13.8 | 14.1 | 12.4 | 3.6 | 3.7 | 3.3 | 4.0 |
| 自 営 業 者 | 35.5 | 31.9 | 36.1 | 42.2 | 25.6 | 24.2 | 27.0 | 27.2 |
| うち農林水産業 | 14.5 | 13.0 | 15.2 | 16.8 | 10.0 | 9.9 | 9.0 | 11.5 |
| 家 族 従 業 者 | 3.9 | 1.6 | 5.6 | 6.5 | 26.9 | 23.4 | 27.7 | 34.0 |
| 内 職 | 1.0 | 0.4 | 1.1 | 2.1 | 7.5 | 6.0 | 7.8 | 11.0 |
| 不 詳 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | — | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.2 |

資料出所 労働省「高年齢者就業等実態調査」(昭和55年)

(注) 任意就業者とは、「近所の人や事務所などに頼まれたりして、随意に行う仕事をした」者をいう。

また、男子不就業者のうち、就業を希望する者の希望就業形態をみると、年齢が高くなるにしたがって「普通勤務」での雇用形態を希望する者の割合が大きく減少し、「短時間勤務」、「任意就業」を希望する者の割合が高まっている(第8表)。その就業希望理由をみると、55～59歳では「自分と家族の生活を維持するため」または「生活の足しにするため」という経済上の理由をあげるものが64.0%と多いが、年齢が高くなるにしたがって「健康上の理由」や「生きがい、社会参加のため」という理由をあげる者が増加してい

る(第9表)。このように60歳以降になると、就業に対するニーズは多様なものとなってくるのがうかがえる。

第8表 年齢階級および希望する就業形態別就業希望高年齢者数の割合

第 8 表 年齢階級および希望する就業形態別
就業希望高年齢者数の割合 (男子)

(単位 %)

| 就 業 形 態 | 55 ~ 59歳 | 60 ~ 64 | 65 ~ 69 | |
|---------|----------|---------|---------|------|
| 雇用労働 | 普通勤務 | 39.4 | 25.8 | 16.6 |
| | 短時間勤務 | 19.2 | 28.9 | 29.8 |
| 任意就業 | 15.0 | 17.3 | 21.1 | |
| 事業内職 | 9.3 | 9.4 | 9.8 | |
| その他 | 6.9 | 9.6 | 11.3 | |
| その他 | 9.7 | 8.9 | 11.3 | |
| 不詳 | 0.4 | — | 0.1 | |

資料出所 労働省「高年齢者就業等実態調査」(昭和55年)

(注) 就業希望者(4月中に収入になる仕事をしなかった者で、「仕事をしたい」と思っているもの)全体を100とした構成比。

第9表 性、年齢階級および就業希望理由別就業希望高年齢者数の割合

第 9 表 性、年齢階級および就業希望理由別就業希望高年齢者数の割合
(単位 %)

| 就 業 希 望 理 由 | 男 子 | | | | 女 子 | | | |
|------------------------|-------|------------|-----------|-----------|-------|------------|-----------|-----------|
| | 計 | 55~ 59歳 | 60~ 64 | 65~ 69 | 計 | 55~ 59歳 | 60~ 64 | 65~ 69 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 自分と家族の生活を維持するため | 28.3 | 43.5 | 25.4 | 20.9 | 12.7 | 13.2 | 13.8 | 10.5 |
| 生活の足しにするため | 23.5 | 20.5 | 26.5 | 22.7 | 31.2 | 35.6 | 29.2 | 26.4 |
| 健康上の理由(健康に よいかからなど) | 24.4 | 19.1 | 25.5 | 26.9 | 18.5 | 15.1 | 20.5 | 21.6 |
| 生きがい、社会参加のため | 17.0 | 12.0 | 15.8 | 21.7 | 20.9 | 18.6 | 22.3 | 23.1 |
| ひまだから | 4.1 | 2.6 | 4.2 | 5.0 | 9.7 | 9.9 | 7.6 | 12.2 |
| その他 | 1.9 | 1.5 | 2.4 | 1.7 | 6.3 | 6.9 | 5.9 | 5.9 |
| 不詳 | 0.7 | 0.7 | 0.3 | 1.1 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.4 |

資料出所 労働省「高年齢者就業等実態調査」(昭和55年)

なお、年金など仕事以外の収入の状況をみると、55年4月の月間収入額は55~59歳で平均3.4万円、60~64歳

6.8万円,65~69歳7.9万円と年齢が高くなるほどその額が多くなる。就業形態別にみると,短時間勤務の者の方が仕事以外の収入が多く,55~59歳3.5万円,60~64歳7.3万円,65~69歳8.5万円と,いずれの年齢層でも普通勤務の者を上回っている(第10表)。

第10表 年齢階級および就業形態別仕事以外の収入額

第10表 年齢階級および就業形態別仕事以外の収入額 (男子)

(単位 万円)

| 就 業 形 態 | 計 | 55~59歳 | 60~64 | 65~69 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 計 | 5.8(20.4) | 3.4(22.9) | 6.8(19.8) | 7.9(17.5) |
| 就 業 者 | 4.8(24.0) | 2.8(24.9) | 5.9(23.5) | 7.1(22.8) |
| 雇 用 者 | 4.2(20.5) | 2.3(21.6) | 5.4(19.2) | 7.5(19.4) |
| うち普通勤務の者 | 3.9(20.9) | 2.3(21.9) | 5.1(19.6) | 7.2(19.7) |
| 短時間勤務の者 | 6.7(16.9) | 3.5(15.8) | 7.3(16.6) | 8.5(18.2) |
| 任 意 就 業 者 | 5.0(12.9) | 2.4(12.6) | 6.3(13.0) | 5.6(13.0) |

資料出所 労働省「高年齢者就業等実態調査」(昭和55年)

(注) 1) 55年4月の月間収入額である。

2) ()内は本人の総収入額である。

第I部 昭和56年労働経済の推移

2 高年齢者の雇用の現状

(4) 高年齢者の雇用対策

さきにもみたように、今後わが国は人口の高齢化が急速に進み、本格的な高齢化社会を迎えることが予想されている。そのような中で、高年齢者の高い勤労意欲を生かし、その福祉の向上を図っていくためにも、わが国経済の活力の維持、発展のためにも、高年齢者にふさわしい雇用・就業機会を確保し、長年培われてきた知識、経験、能力が活用されるようにすることが重要である。このため雇用対策においては、以下のような対策を推進することにより、高年齢者の雇用の確保に努めているところである。

- 1) 高齢化の進展に対応して、できるだけ早期に60歳定年を一般化するための企業に対する個別指導、援助の推進
- 2) 高年齢者雇用率の達成指導の展開による高年齢者の失業の予防および再就職の促進
- 3) 再就職が困難な状況におかれている高年齢者に対するきめ細かな職業指導・紹介
- 4) 高年齢者職場改善資金融資制度の活用による高年齢者の職域拡大

さらに、60年以降高齢化の波は、60歳台前半層に移ると見込まれるので、この層に対する雇用対策の重要性は一層高まるものと考えられる。これに対し、60歳以上への定年延長を含め、65歳程度の年齢まで企業の雇用延長に努める必要がある。しかしながら、60歳台前半層になると、健康、体力、資産等の状況によって就業意欲に個人差が現れるようになり、その就業ニーズに応じた就業機会を確保することが重要といえる。このため、60歳台前半層の対策として、

- 1) 高年齢者雇用確保助成金制度の活用による60歳台前半層の雇用延長の推進
- 2) 就業ニーズに応じて、短期的、補助的な仕事をするための団体(シルバー人材センター)の育成・援助
- 3) 今後増加が見込まれる高年齢層のパートタイム就労希望者に対して職業紹介を行うためのパート・バンクの設置

等の対策が推進されている。

第I部 昭和56年労働経済の推移

3 労働災害の動向

(1) 死傷災害の状況

昭和56年の労働災害による休業4日以上死傷者数は31万2,844人、死亡者数は2,912人で、前年に比べてそれぞれ2万2,862人(6.8%)、97人(3.2%)減少した。

また、重大災害(一時に3人以上の死傷者を伴う労働災害)についてみると、発生件数は204件(55年、186件)、死傷者数は1,073人(同1,063人)、死亡者数は235人(同133人)であった。

産業別にみると、休業4日以上死傷者数は建設業が10万281人(全体の32.1%)で最も多く、ついで製造業9万8,648人(31.5%)、陸上貨物運送業2万926人(6.7%)、林業1万1,741人(3.7%)、鉱業7,878人(2.5%)、交通運輸事業4,669人(1.5%)、港湾荷役業3,331人(1.1%)の順となっている。前年に比べると、交通運輸事業(前年比0.9%増)を除き、港湾荷役業(18.9%減)、建設業(11.1%減)、製造業(7.5%減)、鉱業(7.1%減)、林業(6.0%減)、陸上貨物運送業(4.0%減)のいずれも減少した。

死亡者数は、建設業が1,173人(全体の40.3%)で最も多い。ついで、製造業581人(20.0%)、陸上貨物運送業269人(9.2%)、鉱業223人(7.7%)、林業106人(3.6%)、交通運輸事業63人(2.2%)、港湾荷役業38人(1.3%)である。

重大災害は、建設業が全体の47%、製造業が26%を占めるが、林業を除いて全般に増加している。

休業4日以上死傷者数を規模別にみると、100人以上規模事業場、100人未満規模事業場(事務組合を含む)とも前年に比べてそれぞれ6.2%、6.9%減少した。

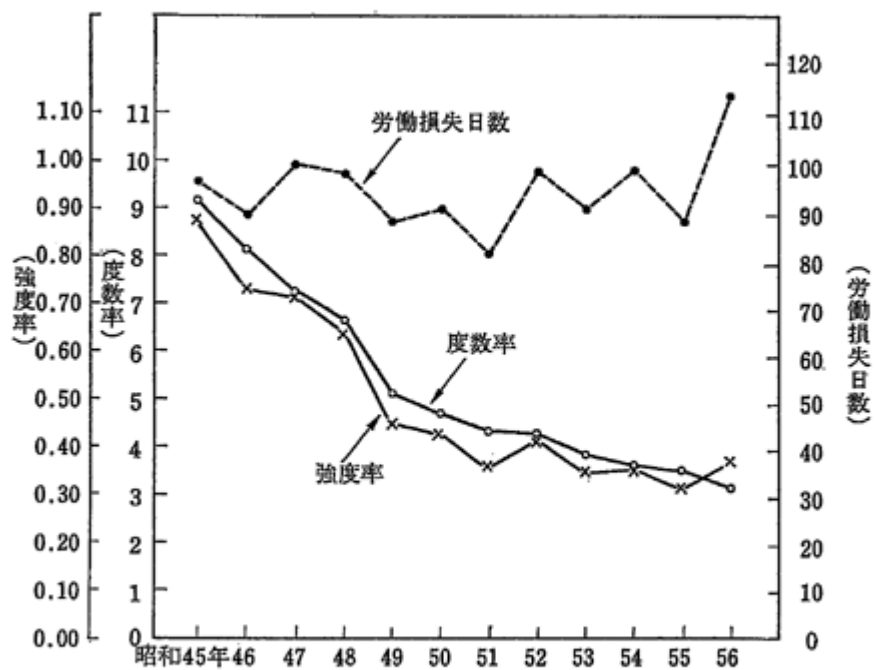
労働省「労働災害動向調査」(規模100人以上の事業所)によると、労働災害のひん度を示す度数率(100万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数)は、56年は3.23で前年(3.59)を下回った。しかし、労働災害の重篤度を示す強度率(1,000延労働時間当たりの労働災害による労働損失日数)は0.37で前年(0.32)を上回った。また、労働災害による死傷者1人当たりの平均労働損失日数も113.9日で前年(87.9日)に比べて30.0%上回った(第7図)。

産業(大分類)別にみると、度数率は前年と同様に鉱業(20.21)で最も高く、ついで林業(17.80)、サービス業(洗たく業、自動車整備業、機械修理業、建物サービス業および廃棄物処理業のみ。11.03)の順となっており、電気・ガス・水道・熱供給業(1.47)で最も低い。強度率については鉱業(9.21)において最も高く、ついで林業(1.15)、建設業(0.59)の順に高い。また、平均労働損失日数は鉱業(455.7日)が最も多く、ついで建設業(236.6日)、製造業(112.2日)、林業(64.4日)の順に多くなっている。

規模別(製造業)にみると、度数率は1,000人以上規模事業所で0.74(前年比9.8%減)、500~999人規模事業所1.59(10.2%減)、300~499人規模事業所2.62(5.1%減)、100~299人規模事業所4.29(12.4%減)となっており、規模が小さくなるほど度数率が高い。なお、30~99人規模事業所の度数率は9.12で、これを1,000人以上規模事業所と比較すると12.3倍(前年12.4倍)となっている。

第7図 労働災害率および労働損失日数の推移

第7図 労働災害率および労働損失日数の推移（規模100人以上）



資料出所 労働省「労働災害動向調査」

第I部 昭和56年労働経済の推移

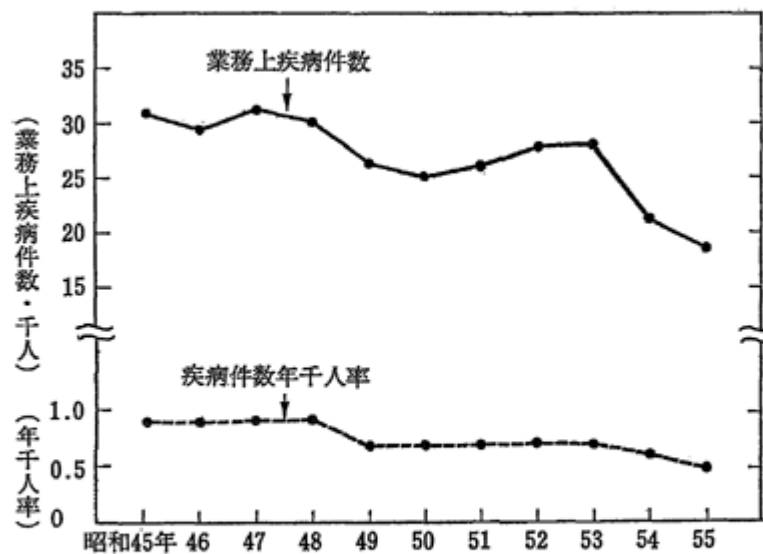
3 労働災害の動向

(2) 職業性疾病の状況

職業性疾病発生件数は、51年から53年にかけて若干増加したが、その後減少傾向に転じ、55年には1万8,644件と前年に比べて約1,900件(9.2%)減少した。また、労働基準法適用労働者1,000人当たりの疾病件数は49年以降5年連続して0.7件であったが、54年(0.6件)、55年(0.5件)と2年連続して低下した(第8図)。

第8図 業務上疾病発生状況の推移

第 8 図 業務上疾病発生状況の推移



資料出所 労働省「業務上疾病調べ」

55年について疾病分類別にみると、負傷に起因する疾病が1万3,630件(全体の73.1%)、ついでじん肺症が2,365件(12.7%)、物理的因子による疾病が1,128件(6.1%)、過度の負担のかかる作業態様による疾病が789件(4.2%)、化学的因子による疾病が624件(3.3%)となっている。

産業別では、製造業が7,020件(全体の37.7%)、ついで建設業3,965件(21.3%)、運輸交通業2,518件(13.5%)、鉱業1,394件(7.5%)、商業・金融・広告業1,064件(5.7%)、農林水産業830件(4.5%)、貨物取扱業600件(3.2%)となり、運輸交通業を除き発生件数は前年より減少した。これを疾病分類別にみると、製造業では負傷に起因する疾病(製造業の疾病の71.0%)、物理的因子による疾病(11.4%)、運輸交通業、商業・金融・広告業、貨物取扱業、農林水産業では負傷に起因する疾病(それぞれ95.2%、93.1%、91.2%、71.6%)、鉱業ではじん肺症(84.3%)が多い。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和56年労働経済の推移

3 労働災害の動向

(3) 実施された労働災害防止対策

労働災害の発生状況を見ると、従来から建設業で多発していること、大企業に比べて中小企業に多いこと、職業性疾病の発生の方が拡大していることなどの問題点があることから、56年度にはおもに以下のような対策が講じられた。

建設業における労働災害防止対策としては、1)55年に改正された労働安全衛生法および関係政省令の円滑な施行、2)労働者、請負形態等の特殊性に対応した安全衛生教育の実施、3)店社単位の労働災害発生状況等に着眼した監督指導等、建設業の実態に即した施策が行われた。

中小企業における労働災害防止対策としては、職場環境の改善などに要する資金を貸し付ける労働安全衛生融資の充実を図り、56年度に247件、175億円の融資が行われた。

職業性疾病対策としては、適切な環境の確保を重点とした諸施策が、特殊健康診断の実施、化学物質の有害性調査などと併せて推進された。具体的には、作業環境について作業環境の測定から改善まで一貫した環境管理の定着を図るため、中小企業共同作業環境管理事業助成制度が設けられた。また、職業性疾病のうちじん肺症および振動障害について、いずれも3ヵ年計画で予防のための総合対策が計画、実施されるなど、中期的観点から疾病予防が一層進められることとなった。

第I部 昭和56年労働経済の推移

4 労使関係の動向

(1) 昭和56年における労働情勢の推移

1) 昭和56年春の賃金交渉の経緯

昭和56年春の賃金交渉は、財政再建・行政改革論議の活発化、景気のかげり現象の持続、雇用情勢の改善傾向の足踏み、企業収益の悪化、過年度消費者物価の政府見通しを上回る上昇といった情勢を背景に、労働戦線統一の具体的な話合いの進展なども絡みながら展開した。

労働4団体は、55年末から56年春の賃上げ要求基準の統一を図るため話合いを進め、12月18日、「10%を基準とする賃金引上げ」、「年間総実労働時間2,000時間以下」などの統一要求基準を共同発表した。

賃金交渉は4月に入って本格化し、4月9日の金属労協傘下組合に対する鉄鋼大手1万3,500円など会社側の回答提示を機に民間主要組合の賃金交渉は解決に向かい、化学、商社の一部を除き、4月末までにおおむね解決した。なお、私鉄総連は一部を除いて4月22日から大手48時間のストライキを配置して交渉を行った結果、22日午前7時過ぎに1万4,700円などの第3次回答で妥結しストライキを中止したが、ラッシュ時に影響が及んだ。

公企体等の賃金紛争は、私鉄大手の賃金交渉決着後、電電を除く2公社5現業について公労委における調停が本格化し、4月23日に「調停委員長見解」が提示されたが、労使委員の同意が得られず調停不調となり、仲裁に移行された。公労協は23日から48時間ストライキを予定していたが、これによりストライキを取りやめた。公労協が春の賃金交渉においてストライキを行わなかったのは17年ぶりのことであった。また、独自に交渉を行っていた電電関係労組の賃金紛争も4月23日に公労委に調停申請され、5月1日に「調停委員長見解」提示、同日仲裁移行となった。

公労委は5月16日、公企体等関係の新賃金に関する仲裁裁定結果を示したが、これは、20年ぶりに一括議決案件として国会に付議された。

56年春の賃金交渉の結果は労働省労政局調べによると、民間主要企業288社の加重平均で、賃上げ額1万4,037円、賃上げ率7.68%(55年、1万1,679円、6.74%)、単純平均で賃上げ額1万4,158円、賃上げ率7.73%(55年、1万1,953円、6.87%)となり、額、率とも前年を上回った。また、賃上げ額の企業間の分散係数(4分位分散係数)は前年と同水準の0.06であった。

第I部 昭和56年労働経済の推移

4 労使関係の動向

(1) 昭和56年における労働情勢の推移

2) 56年夏季,年末一時金交渉の結果

労働省労政局調べ(調査対象企業287社)によると,56年夏の一時金交渉の結果は,加重平均で48万752円,前年比7.6%増となった。

業種別の妥結額をみると,新聞・放送,水産・食料品,自動車,化学,証券の順に高く,低い方からみれば繊維,鉱山,電線の順であった。また,前年比伸び率は造船,鉄鋼,新聞,放送,水産・食料品などが高率を示し,紙・パルプ,化学,繊維などで低かった。

56年年末の一時金交渉の結果は,加重平均で61万5,705円,前年比7.2%増であった。業種別の妥結額をみると,新聞・放送,証券,水産・食料品,卸・小売の順に高く,一方,繊維,鉱山,紙・パルプが低かった。また,前年比伸び率は,造船,証券,鉄鋼の順に高くなっているが,逆に石油製品,紙・パルプ,化学ではマイナスとなった。

第I部 昭和56年労働経済の推移

4 労使関係の動向

(1) 昭和56年における労働情勢の推移

3) 56年秋季,年末の動き

56年の秋季,年末には,第二臨調答申に基づく行革関連特例法案,春から持ち込まれた公務員二法案および仲裁裁定議決案件,人事院勧告(平均5.23%の給与の引上げ)の取扱いなどをめぐる動きがあったほか,労働戦線の統一をめぐり大きな動きを示した。

このうち仲裁裁定および人事院勧告の完全実施が秋闘最大の課題となり,総評が12年ぶりに秋闘闘争本部を設けて統一ストライキ,大衆行動を実施したほか,同盟,全官公も決起集会等の大衆行動を実施した。結局,仲裁裁定は完全実施が議決されたが,人事院勧告の実施に当たっては,調整手当の改定ならびに指定職および本省課長等の職員の給与改定が57年4月1日からとされ,56年度の期末・勤勉手当について55年度の俸給等を基準に算定した額に据え置くこととされた。

また,行革関連特例法案は政府原案どおり可決成立したが,行革については,総評は「現在進められている行革には反対」,同盟は「断行」の立場をとっていたため労働4団体の足並みが乱れ,統一行動は行われなかった。

労働戦線統一問題は,55年9月に統一推進会が発足して以後具体化の段階に入り,各労働団体間の協議等を経て56年12月14日,統一準備会が発足した。統一準備会には,総評傘下5,同盟傘下17,中立労連傘下7,新産別傘下4,純中立6の計39単産,傘下組合員数約378万人が参加した。参加に当たり同盟,中立労連,新産別の労働3団体およびこれら各団体の傘下单産は,ほぼ足並みを揃えて参加を機関決定したが,総評は,傘下单産の意見が大別して参加,団体間の話合いの促進,統一の基本構想そのものに反対,の3つに分かれて調整がつかなかったため,56年7月の定期大会,さらに労戦統一問題を討議するために開かれた11月の臨時大会でも結論を得られず,結局,12月7日の拡大評議員会において鉄鋼労連,全日通など5単産の統一準備会参加を認めた。

第I部 昭和56年労働経済の推移

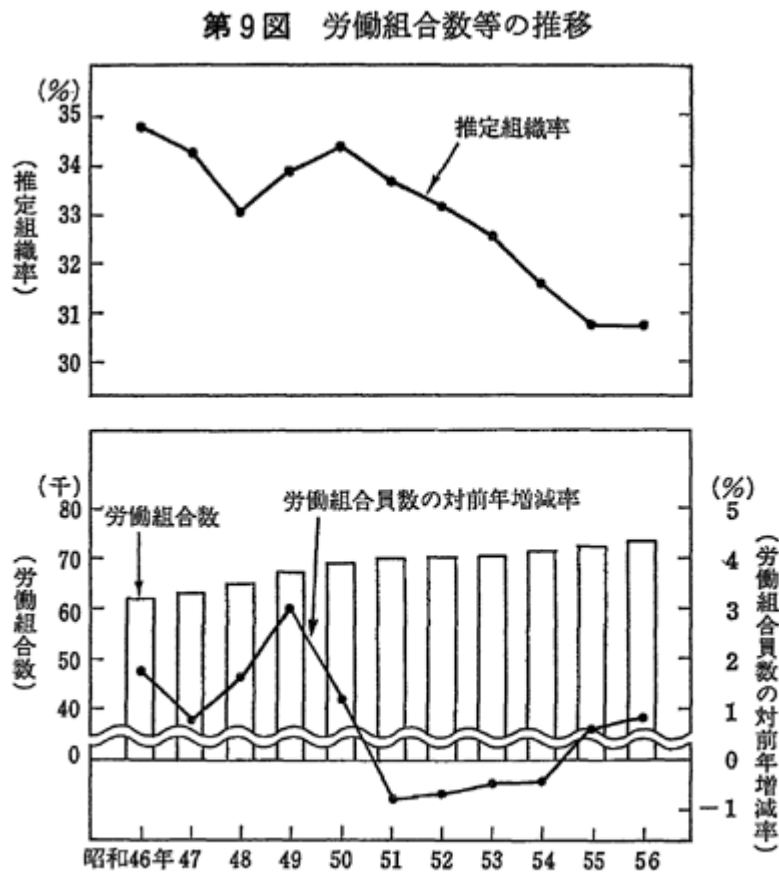
4 労使関係の動向

(2) 労働組合組織および労働争議の動き

労働省「労働組合基本調査」によれば、56年6月末現在の労働組合数は7万3,694組合で前年に比べて1,001組合(1.4%)増加し、労働組合員数は1,247万1,000人で前年に比べて10万2,000人(0.8%)増加した。しかし、推定組織率(雇用労働者に占める組合員の割合)は30.8%と前年と同水準であった(第9図)。

産業別に労働組合員数の動きをみると、増加した産業は卸売・小売業(前年比3万人,3.8%増),建設業(2万9,000人,4.0%増),サービス業(2万人,1.2%増),公務(1万7,000人,1.1%増),製造業(1万3,000人,0.3%増)等となっており、50年以降減少が続いてきた製造業が6年ぶりに増加に転じた。

第9図 労働組合数等の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

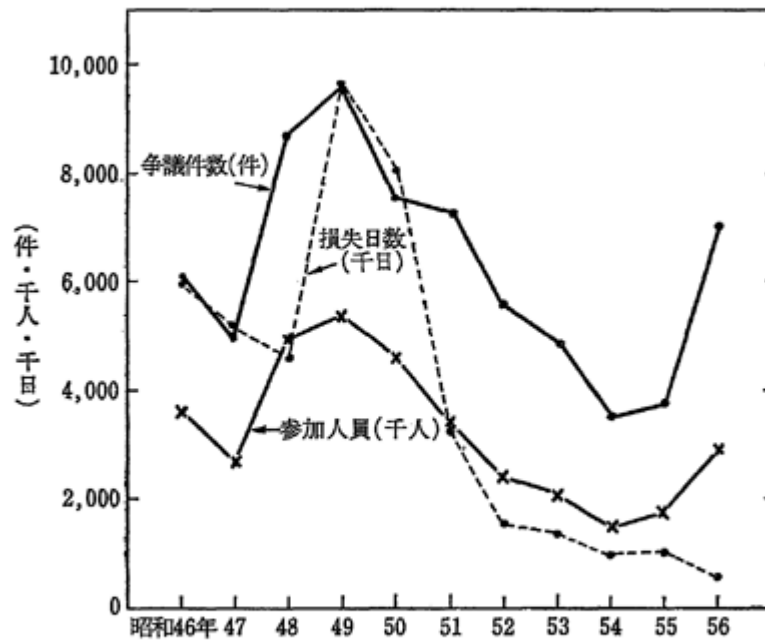
主要労働団体組織別の傘下組合員数は、総評456万9,000人(前年比1万8,000人,0.4%増),同盟218万2,000人(2万人,0.9%増),新産別6万4,000人(2,000人,2.7%増),中立労連139万1,000人(3万3,000人,2.5%増),金属労協191万7,000人(4万8,000人,2.6%増),化学エネルギー労協66万6,000人(1万1,000人,1.8%増)となっており、いずれも前年よりも増加している。なお、総評,同盟,新産別,中立労連の労働4団体のいずれかに加盟して

いる労働組合員数は820万6,000人で、全労働組合員の65.8%を占めている。

労働省「労働争議統計調査」によって56年の労働争議の状況をみると、総争議件数は7,660件(前年比75.0%増)、総参加人員は1,041万4,000人(90.9%増)、また争議行為を伴う争議は7,034件(88.2%増)、行為参加人員は291万4,000人(64.8%増)であった。総争議、争議行為を伴う争議とも50年以降減少を続けてきたが、55年、56年と連続して増加した。しかし、半日以上ストライキに伴う労働損失日数は54万3,000日で、これまでの最低であった54年の91万9,090日を大幅に下回っている(第10図)。

第10図 争議行為を伴う争議件数等の推移

第10図 争議行為を伴う争議件数等の推移



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

第I部 昭和56年労働経済の推移

4 労使関係の動向

(3) 57年上期における労働情勢

労働4団体は、56年10～11月にかけて57年春の賃上げ統一要求基準について話し合いを進め、11月19日、「9%基準、定期昇給分の取扱いは各団体、産別の判断に任せる」等を内容とする統一要求基準を決めた。これと前後し、各労働団体もあいついで次のとおり要求基準を決めた。1)春闘共闘会議、4団体の申し合わせを尊重しつつ格差是正、定昇分等を勘案して各単産が自主的に決定、2)総評、4団体の申し合わせを尊重しつつ昨年を下回らない(10%、2万円以上)方向で各単産が自主的に決定、3)同盟、9%、1万7,000円、4)新産別、35歳男子10%、2万円、5)金属労協、1万7,000円または9%、5)化学エネルギー労協、9%以上。このように57年春の各単産の要求は、労働4団体の統一要求基準が幅をもった内容となったことを反映しておおむね9%から12%の要求となり、前年に比べてバラツキがみられた。

一方、日経連は、1月13日、「労働問題研究委員会報告」を発表し、その中で当面する日本経済の問題点として貿易摩擦と内需不振をあげ、物価スライドによる賃金決定の排除と生産性基準原理による賃金決定を主張した。とくに本年は、従来定義を明確にしていなかった実質生産性上昇率について、「実質経済成長率から就業者増加率を引いたもの」と初めて定義づけを行った。

賃金交渉の前段は、例年どおり政策・制度要求に対する取り組みが中心となった。とくに本年は、消費者物価は安定したものの、実質可処分所得が2年続けてマイナスとなったこともあって、課税最低限度額の引上げ、1兆円減税に焦点をしばった減税要求運動が展開された。このため労働4団体は、2月28日に「1兆円減税、賃上げ完全獲得メーデー」(労働省調べ、全国120ヵ所、25万2,707人参加)を行ったのをはじめ、3月1日に政府に対して、また3月3日に共産党を除く5野党に対してそれぞれ1兆円減税の実施についての要請等を行った。労働4団体が、大衆行動を含む共同行動を実施したのは4年3ヵ月ぶりのことであった。

一方、公企体等関係労組においては、年度末手当の前年度並み支給問題を春闘前段のヤマと位置づけた交渉が行われ、結局、年度末ぎりぎり前年度実績マイナス0.1(国鉄のみ)～0.01ヵ月(国鉄を除く2公社5現業)で妥結した。

賃金交渉では、春闘共闘会議、同盟が前年より先行組合を増やし、金属労協回答前の3月末から4月上旬に高額回答の引出しを図る闘争を展開した。

金属労協の集中回答指定日であった4月8日には、鉄鋼大手5社、35歳、勤続15年の標準労働者、定昇込み1万3,100円、6.36%、他に交替手当500円(組合員ベース、以下各産業とも組合員ベース、加重平均)、造船大手7社、同1万3,100円、6.56%、電機総合3社、同1万3,255円、7.4%、電機家電3社、同1万2,887円、7.496%、自動車メーカー9社、同1万3,471円、7.36%の回答が出された。この回答は、いずれも額、率とも前年を下回るものであったが、業種間格差は前年よりも縮小したものであった。

ついで、電力9社、定昇込み1万3,800円、6.28%(本年初めて第1次回答で妥結)、繊維綿紡大手8社、同1万626円、7.49%(ただし、3段階実施)、繊維化繊大手7社、同1万3,943円、7.10%(ただし、一部2段階実施)など民間主要産業の回答・妥結が進んだ。

私鉄総連は、4月9日に提示された第1次回答(大手8社、定昇込み1万3,900円、7.02%)を拒否し、13～14日に48時間ストを配置して交渉を継続した結果、12日夜の交渉において提示された第2次回答(同1万4,500円、7.3%、他に10月以降生活関連分1,000円)を受け入れ、43年春以来14年ぶりにストライキを行うことなく解決した。

公企体等関係については、公労協が4月13日の半日スト、15～16日の24時間反復ストを配置して交渉を行い、私鉄大手の交渉状況、各当局との交渉経過等を考慮して13日のストを中止した後、13日午前、公労協傘下の9組合が一齐に公労委に賃金紛争に係る調停申請を行った。

公労委は、申請受理後直ちに調停委員会を発足させ事情聴取を行ったものの、公企体等当局からの有額回答前であることから、事情聴取をいったん打ち切った。その後、各公企体等当局から、13日夜半から14日にかけて、関係組合または調停委員長に対し「基準内賃金の1%相当額引上げ」（定昇込み単純平均6,554円、3.30%）との有額回答ないし態度表明が行われた。これを受けて、公労委は調停作業を再開したが、14日夜の全委員懇談会で「昨年同様の民賃準拠方式により調停作業を進めることが妥当と思われる。しかし、現在、民間賃金の妥結状況が対象企業の半数にも達していない」として、調停作業を4月17日午後まで再度中断した。この結果、公労協は全委員懇談会の結論等をふまえて15～16日に予定していたストライキを中止し、公労協の春闘ヤマ場における統一ストは昨年が続いて回避された。この間、全官公系の各組合の賃金紛争も有額回答後、公労委に調停申請された。

公労委は、4月17日、調停作業を再開し、同日の合同調停委員会で加重平均1万3,434円、6.90%、単純平均1万3,650円、6.88%の賃金引上げを内容とする「調停委員長見解」を提示したが、労使委員の同意が得られず調停不調となった。このため、公労委は4月20日の定例総会において仲裁移行を決め、5月8日に「調停委員長見解」と同内容の仲裁裁定を行った。

57年春の賃金交渉の結果は、労働省労政局調べによると、民間主要企業288社の加重平均で賃上げ額1万3,613円、賃上げ率7.01%（56年、1万4,037円、7.68%）、単純平均で賃上げ額1万3,681円、賃上げ率7.00%（56年、1万4,158円、7.73%）となり、額、率とも前年を下回った。また、賃上げ額の企業間の分散係数（4分位分散係数）は、0.06となり前年と同水準であった。